

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 31 日（金）第3447号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県税条例に基づく手持品課税に係る県たばこ税の納税地の指定の一部改正（※）
（税務課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例に基づく手持品課税に係る県たばこ税の納税地の指定（※）（3件）
（税務課取扱い） 1
- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 2
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 2
- 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 4
- 公 告
- 一般競争入札公告（財政課取扱い） 5
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 8
- 平成30年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告（畜産課取扱い） 10
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 12
- 人 事 委 員 会 規 則
- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）
（職員課取扱い） 16

告 示

鹿児島県告示第855号

平成28年 2 月 26 日鹿児島県告示第166号（鹿児島県税条例に基づく手持品課税に係る県たばこ税の納税地の指定）の一部を次のように改正し、平成30年10月 1 日から施行する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

本文中「平成31年 4 月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に改める。

鹿児島県告示第856号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第 9 条第 3 項の規定により、鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第36号）附則第 3 条第 2 項の規定により課される県たばこ税（以下「手持品課税に係る県たばこ税」という。）の納税地を次のとおり指定し、平成30年10月 1 日から施行する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

納 付 方 法	納 税 地
鹿児島県税条例第57条第 1 項に規定する卸売販売業者等が手持品課税に係る県たばこ税を	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこの貯蔵場所の所在地

納付する場合	
小売販売業者が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地

鹿児島県告示第857号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第9条第3項の規定により、鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第36号）附則第5条第2項の規定により課される県たばこ税（以下「手持品課税に係る県たばこ税」という。）の納税地を次のとおり指定し、平成32年10月1日から施行する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

納 付 方 法	納 税 地
鹿児島県税条例第57条第1項に規定する卸売販売業者等が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこの貯蔵場所の所在地
小売販売業者が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地

鹿児島県告示第858号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第9条第3項の規定により、鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第36号）附則第6条第2項の規定により課される県たばこ税（以下「手持品課税に係る県たばこ税」という。）の納税地を次のとおり指定し、平成33年10月1日から施行する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

納 付 方 法	納 税 地
鹿児島県税条例第57条第1項に規定する卸売販売業者等が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこの貯蔵場所の所在地
小売販売業者が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地

鹿児島県告示第859号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第10061号	有限会社有水製材所 熊毛郡屋久島町安房2405番地	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社有水製材所 熊毛郡屋久島町安房2405番地

鹿児島県告示第860号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	平成28年 7 月 15 日から 平成29年10月 1 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十町及び十二町の各一部	平成30年 8 月 17 日
垂水市	平成28年 6 月 28 日から 平成30年 1 月 29 日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市新城の一部	平成30年 8 月 17 日
南さつま市	平成27年 6 月 15 日から 平成29年10月 24 日まで	地籍図及び地籍簿	南さつま市笠沙町片浦の一部	平成30年 8 月 17 日
錦江町	平成28年 6 月 17 日から 平成30年 1 月 31 日まで	地籍図及び地籍簿	錦江町田代麓の一部	平成30年 8 月 17 日
中種子町	平成28年 5 月 2 日から 平成30年 2 月 26 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町納官及び牧川の各一部	平成30年 8 月 17 日

鹿児島県告示第861号

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（平成18年鹿児島県告示第2005号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「から第6号まで」を「から第5号まで」に、「, 重度知的障害者及び」を「及び重度知的障害者並びに法第37条第2項に規定する」に改め、同条第2号ウ中「及び第71条」を削り、「100分の2」を「100分の2.3」に改める。

別記第1号様式中

雇 用 の 状 況	3	障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ① $(2 - 2 \times 5 \div 100)$	人
		常時雇用する労働者の総数 ② $(3 + 4 \times 0.5)$	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
		短時間労働者の数 ④	人
		除外率 (%) ⑤	%
		障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥ $(7 + 10)$	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦ $(8 \times 2 + 9)$	人
		重度障害者の数 ⑧	人
		重度以外の障害者の数 ⑨	人
		短時間労働者の数 ⑩ $(11 + 12 \times 0.5)$	人
		重度障害者の数 ⑪	人
		重度以外の障害者の数 ⑫	人
		障害者雇用率 (%) ⑬	%

	(⑥÷①×100)	
を 「 雇 用 の 状 況	3 障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ①	人
	(②-②×⑤÷100)	
	常時雇用する労働者の総数 ②	人
	(③+④×0.5)	
	短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
	短時間労働者の数 ④	人
	除外率 (%) ⑤	%
	障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥	人
	(⑦+⑩)	
	短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦	人
	(⑧×2+⑨)	
	重度障害者の数 ⑧	人
	重度以外の障害者の数 ⑨	人
	短時間労働者の数 ⑩	人
(⑪+⑫×0.5+⑬)		
重度障害者の数 ⑪	人	
重度以外の障害者の数 ⑫	人	
精神障害者(特例)の数 ⑬	人	
障害者雇用率 (%) ⑭	%	
(⑥÷①×100)		

に改め、同様式注3中「短時間労働者の」を「短時間労働者(注4の適用を受ける者を除く。)」に改め、同様式注4中「⑬」を「⑭」に改め、同様式注中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 精神障害者である短時間労働者のうち、平成35年3月31日までに雇い入れ、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年以内である者は、精神障害者である短時間労働者に関する算定の特例を受けることができる場合がありますので、該当する者がいる場合は、⑬に計上してください。

附 則

- この要綱は、平成30年8月31日から施行する。
- 改正後の障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱(次項において「新要綱」という。)第2条第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「100分の2.3」とあるのは、「100分の2.2」とする。
- この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱(以下この項において「旧要綱」という。)第4条第1項の登録を受けている者は、この要綱の施行の日(以下この項において「施行の日」という。)に新要綱第4条第1項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る登録の有効期間は、新要綱第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日におけるその者に係る旧要綱第4条第1項の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

大島支庁告示第15号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年 8 月 31 日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス愛かな	大島郡龍郷町瀬留森足原1116番地	特定非営利活動法人奄美愛かな工房	大島郡龍郷町瀬留森足原1116番地	前田 則美	平成30年 8 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する物件及び担当部局
別表のとおりとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 鹿児島県が定める鹿児島県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約の内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 本入札は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による電子入札とする。
 - (2) 入札参加申込み
入札に参加しようとする者は、あらかじめ公有財産売却システムにより入札参加の仮申込みの手続を行った後、県ガイドラインに定める申込書により、別表に記載している担当

部局に入札への参加を申し込まなければならない。

(3) 申込書の受付期間

平成30年 9 月 3 日 (月) から同月 19 日 (水) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (同月 3 日 (月) にあつては午後 1 時から午後 5 時 15 分まで, 同月 19 日 (水) にあつては午前 8 時 30 分から午後 2 時まで) とする。

なお, 送付の方法により提出する場合は, 平成30年 9 月 19 日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 入札期間並びに開札の日時及び場所

ア 入札期間

平成30年 10 月 4 日 (木) 午後 1 時から同月 11 日 (木) 午後 1 時までとする。

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時 平成30年 10 月 11 日 (木) 午後 1 時

(イ) 場所 鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(5) 県ガイドライン

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は, 県ガイドラインによる。

イ 県ガイドラインの交付場所及び交付期間

(ア) 交付場所

公有財産売却システム及び鹿児島県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/>) とする。

(イ) 交付期間

平成30年 9 月 3 日 (月) 午後 1 時から同月 19 日 (木) 午後 1 時までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3 の(5)のイに同じ。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は, 県ガイドラインに定める方法により, 別表に定める額の入札保証金を契約担当者が指定した日時までに納付しなければならない。

なお, 入札保証金は, 入札期間終了後還付する。ただし, 落札者が納付した入札保証金は, その全額を契約保証金に充当するものとする。

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は, 無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は 2 人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(4) 入札者又はその代理人がした 2 以上の入札

(5) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(7) 予定価格 (最低売却価格) に達していない入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者で, 予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 用途の制限等

(1) 売買物件について, 売買契約締結の日から 5 年間は, 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業, 同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し, 又はこれらの用に供されることを知りながら, 第三者に所有権を移転し, 若しくは貸してはならない。

(2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金の納付に代えて入札保証金を充当する。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

12 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		担当部局
1	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2235
	所在地	いちき串木野市金山14086番1	
	面積	481.50平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	2,986,000円	
	入札保証金	298,600円	
2	物件	土地	鹿児島県総務部財政課財産活用対策室 電話番号 099-286-2169
	所在地	指宿市十町字西蟹田1521番5	
	面積	431.29平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	3,311,000円	
	入札保証金	331,100円	
3	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2235
	所在地	南九州市穎娃町郡字前田9243番3	
	面積	573.96平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	4,044,000円	
	入札保証金	404,400円	
4	物件	土地	鹿児島県出納局管財課 電話番号 099-286-3795
	所在地	南九州市穎娃町郡字前田9243番4	
	面積	574.07平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	4,595,000円	
	入札保証金	459,500円	
5	物件	土地(建物付き)	鹿児島県出納局管財課 電話番号 099-286-3795
	所在地	薩摩川内市向田町字水流1208番5	
	面積	1,018.12平方メートル	
	地目	宅地	
	建物の種類	居宅	
	建物の構造	木造瓦ぶき平家建	
	延べ床面積	80.25平方メートル	

予定価格	4,786,000円	
入札保証金	478,600円	

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年8月31日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年8月31日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザめいわ
鹿児島市明和一丁目25番1号

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- | | | | | |
|---|---------|-----------------|-----|-------|
| ア | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 大橋近義 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番21号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 長谷場良二 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番21号 | | |
| イ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 長谷場良二 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番21号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 長谷場良二 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| ウ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 長谷場良二 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 西小野成人 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| エ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 西小野成人 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 熊谷良博 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| オ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 熊谷良博 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 西岡一美 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| カ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 西岡一美 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 橋之口良一 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| キ | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 橋之口良一 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| | (イ) 変更後 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 内村文二郎 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |
| ク | (ア) 変更前 | 鹿児島県住宅供給公社 | 理事長 | 内村文二郎 |
| | | 鹿児島市新屋敷町16番205号 | | |

- (イ) 変更後 鹿児島県住宅供給公社 理事長 岩下藏久
鹿児島市新屋敷町16番205号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
- ア (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 7 社
ティー・ファニー 日高正明
鹿児島市谷山塩屋町425番地
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 7 社
- イ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 6 社
株式会社光学堂 代表取締役 中馬秀男
鹿児島市千日町13番18号
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 6 社
- ウ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 5 社
川畑青果 川畑義則
鹿児島市明和一丁目25-12
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 5 社
- エ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 4 社
株式会社肉のもり屋 代表取締役 森義久
曾於郡輝北町上百引3599番 1
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 4 社
- オ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
有限会社原良書店 代表取締役 山下達男
鹿児島市明和一丁目25-17
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
- カ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 取締役社長 今村紘一
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
- キ (ア) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
- (イ) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号 外 3 社
株式会社キャンドウ 代表取締役社長 城戸一弥
東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のア 平成18年 4 月 1 日
- (2) 2の(1)のイ 平成19年 1 月 1 日
- (3) 2の(1)のウ 平成20年 4 月 1 日
- (4) 2の(1)のエ 平成21年 4 月 1 日
- (5) 2の(1)のオ 平成23年 4 月 1 日
- (6) 2の(1)のカ 平成25年 4 月 1 日

- (7) 2の(1)のキ 平成28年 4 月 1 日
- (8) 2の(1)のク 平成30年 4 月 1 日
- (9) 2の(2)のアのティー・ファニーに係る変更 平成15年 9 月 30日
- (10) 2の(2)のイの株式会社光学堂に係る変更 平成17年 2 月 28日
- (11) 2の(2)のウの川畑青果に係る変更 平成19年 3 月 31日
- (12) 2の(2)のエの株式会社肉のもり屋に係る変更 平成19年 5 月 31日
- (13) 2の(2)のオの有限会社原良書店に係る変更 平成22年 5 月 31日
- (14) 2の(2)のカの株式会社山形屋ストアに係る変更 平成25年 5 月 21日
- (15) 2の(2)のキの株式会社キャンドウに係る変更 平成30年 6 月 14日

4 届出年月日
平成30年 8 月 1 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年8月31日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年8月31日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ南栄
鹿児島市南栄一丁目11番1
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
(2) 変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 変更年月日
平成30年 1 月 1 日
- 4 届出年月日
平成30年 8 月 6 日

平成30年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開催期日
平成30年10月15日（月）から同年11月6日（火）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野2200番地）
- 3 講習会の定員
8 人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 講習会の対象者

牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの

6 受講及び修業試験の免除

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

7 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し

オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

平成30年9月7日（金）から同月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年9月14日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受講手数料

34,300円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成30年10月1日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎11階）11-農-1会議室

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験の手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成30年9月25日（火）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成30年10月3日（水）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動、指定の取消しの届出があった政治団体、資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	森山 裕	湯川 一行	鹿児島市真砂町52-2 自民会館内	衆議院議員	○	平成30年 6月5日
自由民主党鹿児島県ふるさと創生支部	保岡 広武	押井 啓一	鹿児島市上之園町15-10 大和屋ビル2階	衆議院議員	○	平成30年 5月14日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鹿児島県土地改良政治連盟	東 孝一郎	吉村 博人	鹿児島市泉町14-19	平成30年 7月18日
鹿児島みらいネット	柘植 和子	松坂 光久	日置市吹上町中原2665	平成30年 5月15日
久田高志後援会	久田 高志	泰良 勲	大島郡天城町大字松原1502番地1	平成30年 6月21日
前田しゅうじ後援会前進会	前田 終止	槐島 義則	霧島市牧園町下中津川1479	平成30年 5月2日
未来を考える会	六反田 賢藏	福盛 森隆	鹿児島市西坂元町30-8	平成30年 7月10日
森田ひろみつ後援会	麓 恵一	宮口 幸典	大島郡天城町大字松原530-2	平成30年 7月2日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	-------	------	---	---	-------

国民民主党鹿児島県総支部連合会	藤田 太一	政治団体の名称	国民民主党鹿児島県総支部連合会	民進党鹿児島県総支部連合会	平成30年 5月11日
国民民主党鹿児島県第1区総支部	伊地知 紘徳	政治団体の名称	国民民主党鹿児島県第1区総支部	民進党鹿児島県第1区総支部	平成30年 5月11日
国民民主党鹿児島県第3区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	国民民主党鹿児島県第3区総支部	民進党鹿児島県第3区総支部	平成30年 5月11日
	野間 健	主たる事務所の所在地	薩摩川内市御陵下町27-23	薩摩川内市平佐町3958番3	平成30年 7月4日
		代表者の氏名	野間 健	藤田 太一	
		会計責任者の氏名	岩下 晃治	押川 英人	
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
公職の種類(第一号)	衆議院議員				
国民民主党鹿児島県第2区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	国民民主党鹿児島県第2区総支部	民進党鹿児島県第2区総支部	平成30年 5月11日
自由民主党鹿児島県測量設計支部	安永 幸信	主たる事務所の所在地	鹿児島市伊敷二丁目14-10	鹿児島市真砂町14番11号高倉ビル2F	平成30年 6月11日
		代表者の氏名	安永 幸信	中西 一男	
		会計責任者の氏名	福永 千裕	佐藤 豊	
自由民主党鹿児島県宅建支部	坂口 竜	代表者の氏名	坂口 竜	濱田 武美	平成30年 7月12日
		会計責任者の氏名	東 博義	大津 滝	
自由民主党鹿児島県郵政政治連盟支部	川畑 輝芳	主たる事務所の所在地	大島郡大和村名音271-1	いちき串木野市愛木町84-1	平成30年 6月29日
		代表者の氏名	川畑 輝芳	富永 伸博	
		会計責任者の氏名	川畑 信隆	高田 政雄	
自由民主党鹿児島県理学療法士連盟支部	梅本 昭英	主たる事務所の所在地	南九州市知覧町郡4580-28	鹿児島市鴨池一丁目48番25号	平成30年 7月3日
自由民主党鹿児島市支部	桑鶴 勉	代表者の氏名	桑鶴 勉	長田 康秀	平成30年 6月5日
		会計責任者の氏名	杉尾 巨樹	川越 桂路	

自由民主党加治木支部	池田 初夫	会計責任者の氏名	東馬場 弘	福島 照美	平成29年 6月28日
------------	-------	----------	-------	-------	----------------

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
興友会	田中 健作	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成29年 9月29日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木耕治後援会	有馬 啓	代表者の氏名	有馬 啓	和田 米夫	平成30年 7月9日
		会計責任者の氏名	森山 文隆	荒木 弘義	
今井力夫後援会	森山 進	代表者の氏名	森山 進	今井 力夫	平成29年 9月1日
鹿児島管工事業政治連盟	福山 康洋	代表者の氏名	福山 康洋	青木 英一郎	平成30年 5月24日
鹿児島県建築士事務所政治連盟	古川 稔	代表者の氏名	古川 稔	東條 正博	平成30年 5月30日
		会計責任者の氏名	八反田 淳一	古川 稔	
鹿児島県獣医師政治連盟	比良 忠	会計責任者の氏名	手塚 博愛	梶 哲郎	平成29年 7月1日
鹿児島県宅建政治連盟	岩川 初男	代表者の氏名	岩川 初男	吉田 稔	平成30年 5月28日
		会計責任者の氏名	東 博義	大津 滝	平成30年 7月12日
鹿児島県酪農政治連盟	西 洋行	会計責任者の氏名	轟木 孝一	有村 浩一	平成29年 7月14日
鹿児島県理学療法士連盟	村山 芳博	主たる事務所の所在地	南九州市知覧町郡4580-28	鹿児島市鴨池一丁目48番25号	平成30年 6月1日
鹿児島市医師連盟	上ノ町 仁	代表者の氏名	上ノ町 仁	猪鹿倉 忠彦	平成30年 6月25日
鹿屋市医師連盟	小倉 修	代表者の氏名	小倉 修	前田 稔廣	平成30年 6月13日
木野田まこと後援会	竹下 博	会計責任者の氏名	四本 つや子	四本 ツヤ子	平成29年 9月21日
幸福実現党鹿児島県本部	松澤 力	代表者の氏名	松澤 力	川田 純一	平成30年 1月1日
		会計責任者の氏名	松澤 優美	山田 徳太郎	
互栄会	米盛 庄一郎	代表者の氏名	米盛 庄一郎	野添 正文	平成30年 7月6日
国際勝共連合鹿児島	池田 幸一	代表者の氏名	池田 幸一	山口 徹志	平成30年

島県本部		名			4月3日
		会計責任者の氏名	池田 幸一	山口 徹志	
こばかずあき後援会	今村 利和	主たる事務所の所在地	肝属郡錦江町神川679	肝属郡錦江町城元618	平成30年3月10日
		会計責任者の氏名	木場 康子	鳥越 みどり	
是枝みゆき後援会	門松 誠	主たる事務所の所在地	日置市伊集院町猪鹿倉104	日置市伊集院町猪鹿倉132-1	平成29年7月1日
薩摩郡医師連盟	堀之内 都基	代表者の氏名	堀之内 都基	草野 潤	平成30年7月19日
		会計責任者の氏名	斧渕 泰裕	立志 公和	
市民の市政をつくる会	祝迫 光治	代表者の氏名	祝迫 光治	小堀 清直	平成30年1月30日
下迫田良信後援会	今村 一久	主たる事務所の所在地	いちき串木野市別府3375-1	いちき串木野市下名3375	平成23年10月11日
たつ治美後援会	樹 治美	会計責任者の氏名	朴木 義行	樋渡 健郎	平成29年3月20日
長野ひろみ後援会	山本 伸司	代表者の氏名	山本 伸司	古田 透	平成30年3月15日
八板俊輔後援会	田上 容正	主たる事務所の所在地	西之表市西之表9934番地7	西之表市西之表9825番地	平成30年6月27日
湯元よしひろ後援会	敷根 忠昭	代表者の氏名	敷根 忠昭	湯元 秀誠	平成30年4月1日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	鹿児島市上之園町15-10大和屋ビル2階	保岡 興治	平成30年3月31日
希望の党鹿児島県第3区総支部	薩摩川内市御陵下町27-23	野間 健	平成30年5月7日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
あべまこと後援会	鹿児島市西田一丁目15-14GINYABLD. 1F	安倍 信	平成29年12月31日
井之上 一弘後援会	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3381-1	井之上 一弘	平成29年12月31日
いぶすきを豊(ゆたか)にする会	指宿市東方7197-10	竹下 章雄	平成30年7月23日
垣内雄一後援会	出水市黄金町220	宮元 努	平成30年4月30日
鹿児島県医薬品登録販売者政治連盟	指宿市開聞仙田3045-1	七夕 利久	平成30年4月30日
鹿児島みらいネット	日置市吹上町中原2665	柘植 和子	平成30年4月30日
神村次郎後援会	姶良市加治木町反土2056-6	遠山 誠一	平成30年3月31日

川上勇後援会	出水郡長島町城川内 865	米尾 勝己	平成30年 4 月 25 日
児島薩男後援会	出水郡長島町下山門野 2338-1	児島 薩男	平成30年 3 月 31 日
小園ひろし後援会	鹿屋市共栄町22番20号	山本 大助	平成29年12月31日
渋谷俊彦後援会	出水市西出水町1750番 地	渋谷 俊彦	平成30年 4 月 10 日
市民ファーストの会	鹿屋市王子町4210	岩重 忠信	平成29年12月31日
西平よしまさ後援会	阿久根市港町99番地	松崎 茂	平成30年 6 月 19 日
福岡幸二後援会	鹿屋市上祓川町8244- 2	福岡 幸二	平成30年 6 月 30 日
細山田ためしげ後援会	霧島市国分重久230	細山田 巽	平成29年12月31日
松山さおり後援会	奄美市名瀬小浜町30- 2-305号	松山 さおり	平成29年12月31日
みやざき一博後援会	鹿児島市西陵三丁目20 -14	宮崎 一博	平成29年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
下山 直哉	下山 直哉	鹿児島県議会議員	下山なおや後援会	鹿児島市南林寺町17-17-805号	平成30年 6月18日
前田 終止	前田 終止	霧島市長	前田しゅうじ後援会前進会	霧島市牧園町下中津川1479	平成30年 5月2日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
吉野 正二郎	正翔会	主たる事務所の所在地	鹿児島市薬師2-11-16	鹿児島市西千石町10-34	平成29年 10月1日

6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

(1) 法第19条第3項第1号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取 消 年 月 日
前田 終止	前田終止後援会	平成30年 4 月 27 日

(2) 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
渋谷 俊彦	渋谷俊彦後援会	平成30年 4 月 10 日
宮崎 一博	みやざき一博後援会	平成29年12月31日

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 31 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第5号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「健幸のまちづくり推進室長」を「国体・スポーツコンベンション推進室長」に、「行政改革推進室長」を「人事管理監」に改め、同款教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 学校整備室長」に改め、同表垂水市の部本庁の款市長部局の項中「人事行政係長」を「企画政策課長補佐（秘書広報担当に限る。） 人事行政係長」に改め、同表曾於市の部本庁の款教育委員会事務局の項、同表いちき串木野市の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表志布志市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表奄美市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 教育事務局長」を「教育事務局長」に改め、同表南九州市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部出先機関の款図書館の項を削り、同表三島村の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 事務局長」を「事務局長」に改め、同表長島町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部出先機関の款中

診療所	所長 事務長	を
福祉事務所	所長	
老人ホーム	園長	に
診療所	所長 事務長	

改め、同表大崎町の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表肝付町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表南種子町の部本庁の款町長部局の項中「行財政改革担当補佐 行政係長」を「行政係長」に改め、同表徳之島町の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表伊仙町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表与論町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 事務局長」を「事務局長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。